

## 「島根県地域防災計画修正素案」に寄せられたご意見とご意見に対する県の考え方

募集期間 : 令和7年1月17日(金)～令和7年2月16日(日)  
ご意見の件数: 6件

防災部防災危機管理課  
防災部原子力安全対策課

No.	意見要旨	意見に対する県の考え方
風水害等対策編・震災編		
1	<p>昨今、乱開発されている風力発電事業や太陽光パネルの影響で、水災害・土砂災害の危険が増大している事を含めて対策すべきである。特に、毎年のように浸水被害のある住宅地においては禁止するべきである。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 頂いたご意見を参考に、今後も防災施策の推進に取り組んで参ります。</p>
原子力災害対策編		
2	<p>p.3第6節計画の基礎とすべき災害の想定について、「・発電所からの放射性物質の放出形態は、」とあるが、福島第一原発1号機の倒壊時の想定がないのは何故か。2023年10月時点では、専門家の指摘と警告を受けているにもかかわらず、政府として具体的な対策が実行された様子がないため、島根原発のみならず福島原発1号機倒壊時の対策も当然想定して策定すべきである。島根原発1号機の倒壊も同様(使用済燃料プールからの搬出も遅れている現状)。</p>	<p>「第6節 計画の基礎とすべき災害の想定」につきましては、原子力災害対策指針に準拠し、特定の事象を想定せず、原子炉施設に設けられている多重の物理的防護壁が機能せず放射性物質が周辺環境に放出された際の放出形態を記載しています。 ご指摘のあった福島第一原発1号機や島根原発1号機の倒壊などの放射性物質の放出に至るまでの想定は、放射性物質が放出された後の原子力災害対策の実施には関連しない情報であるため記載しておりません。</p>
3	<p>震災編p.13第2想定地震では、マグニチュード7以上が想定されている。震度7は、周期0.5秒で約900ガル以上、周期0.1秒で約2700ガル以上のようなだが、島根原発2号機の基準地震動は820ガルである。 1号機ははっきりわからないのだが、震度7を観測した地震は1949年以降7回あると気象庁が公表しており、そもそも原子力災害対策編は震度7以上を想定していないとおかしいと思うがいかがなものか。 別添1の※1号炉に適用において使用済燃料プールの耐震性はどの程度(何ガル)なのか明確にしていきたい。</p>	<p>自然災害と原子力災害が同時に発生する複合災害時の対応につきましては、災害の種類ごとに定められている地域防災計画の応急対策を組み合わせ、災害の状況に応じた対策をとっていくこととしています。したがって、ご指摘のような島根県内で震度7の地震と原子力災害が同時に発生した場合には、「島根県地域防災計画(震災編)」と「島根県地域防災計画(原子力災害対策編)」に定められている応急対策を組み合わせ対応することになります。 また、原発の安全対策につきましては、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、従来よりも大幅に強化された新規基準に適合することが求められ、新規基準では、敷地周辺において起こりうる最大規模の地震を想定し、設計の基準となる基準地震動を策定したうえで、その地震動に対して原子力発電所の各種の機器や建物等が健全性を保てるよう、厳密な安全設計や安全対策を行うことが要求されており、ご指摘の島根原発2号機の820ガルという基準地震動につきましては、新規基準に適合していることが原子力規制委員会に認められており、島根原発2号機ではこの基準地震動に基づき、建物・機器等の安全性が損なわれないことを確認し、必要な場合は耐震補強工事を実施しています。 なお、別添1は、原子力発電所で発生した事故の状況が、どの緊急事態区分(警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態)に該当するかを判断するための基準であるEALを掲載する資料であることから、ご指摘の情報は掲載いたしません。</p>
4	<p>2章7節6 応援体制の整備について、自衛隊に協力を求めるにあたり(防衛ではなく)防災のため「平時から要望を提示して『装備』の対応を求める」ことはできるか? (説明) 防災計画(案)では自衛隊へ装備を要求できるのでしょうか(体制とは装備を含むのでしょうか)。計画には想定される派遣要請を自衛隊へ連絡するとあるが、装備がなければ十分対応できないと思います。 あるいはそのような要望の機会には防災計画ではなく、自衛隊の保有する能力の範囲で島根県に救助に入るのでしょうか。 たとえば、複合災害で地震と原子力が起きた場合を考えると、能登半島地震では道路は通行困難で災害地域はいまだに取り残されていることから陸路は不確実で空からの輸送が重要な手段と思える。オスプレイ輸送機は基本的には高性能な輸送機で自衛隊美保基地に放射能に対応した機体を十分な機数配備(確保)してほしいというような要望が考えられます。</p>	<p>自衛隊の災害派遣につきましては、国の防災基本計画において、都道府県知事は自衛隊の災害派遣の必要があれば直ちに派遣要請するものとされ、自衛隊は都道府県知事から要請を受けたときは、要請の内容等に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行うこととされています。都道府県知事の要請内容等には派遣を希望する期間や区域、活動内容が含まれておりますが、部隊を派遣するか否かやどういった部隊を派遣するかは自衛隊において判断されることとなっているため、都道府県知事知事から「装備」について求めることはなっておりません。 また、地域防災計画は防災基本計画に基づき作成することとされており、前述のとおり、防災基本計画には都道府県知事から「装備」について求めることができる旨の定めはないことから、ご指摘のような自衛隊の「装備」に関する要望を地域防災計画に記載することはできません。 なお、防災基本計画に基づき作成される防衛省防災業務計画においては、部隊等の長は、救援活動を円滑かつ効率的に実施するために必要な救助用資機材を始めとした防災関係資機材等の充実を図るとともに、地方公共団体と連携し、場外離着陸場の整備に努めることとされています。 県としましては、国に対して、重点要望などの機会において、複合災害時には、自然災害と原子力災害の対応を並行して進めることとなるため、初動段階からの国による支援が迅速かつ的確に行われるよう体制を強化することを求めているほか、能登半島地震を踏まえ、災害時に自衛隊等実動組織の支援を受け入れる体制を整えるため、島根半島部におけるヘリコプターの場外離着陸場の整備に向けた取組を進めています。</p>

No.	意見要旨	意見に対する県の考え方
5	<p>原子力規制委員会の合格基準を上回る防災設備の要求をできますか（該当箇所がないと思われず）。</p> <p>（説明） 安全基準に定めのない部分、または基準以上の安全について県は要求をできますか。審査に合格すればよしとしてよいか疑問ですが、より良い防災準備を求めることは計画されているでしょうか。</p> <p>たとえば電源車を資料で見るとタイヤで走るトラックに電源装置を搭載しているが地震で地面が割れ段差・地割れができると、トラックで移動できない状況も発生します。さらなる防災として走破性の高いキャタピラ車に電源装置を搭載するなどが考えられます。</p> <p>計画ではさらなる防災改善が要求できるでしょうか。</p>	<p>原発の安全対策につきましては、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、従来よりも大幅に強化された新規制基準に適合することが求められており、法的な設備要求は本基準の執行者である国において実施されており、ご指摘のように県が中国電力に対して基準を上回る防災設備の要求をすることは想定されておりません。</p> <p>県としては、中国電力に対し様々な機会を通じて、常に最新の知見を取り入れるなど、島根原発の安全確保に最大限取り組むことなどを求めています。</p>
6	<p>自家用車避難の燃料・電気（該当箇所がないと思われず）について、自家用車避難を基本としていると承知しているが複合災害でガソリンスタンド、EV充電スタンドが機能しない場合の、避難経路での燃料補給方法が計画されているか不明でした。</p> <p>ガス欠補給は要所ガソリンスタンドに非常電源を設置するなど準備できると思うが、EV増大に伴い充電スタンド不足と、充電に時間がかかり渋滞を招き円滑な避難を阻害しなにか懸念されます。</p>	<p>島根地域全体の避難計画である「島根地域の緊急時対応」において、島根県等が備蓄している燃料が不足する場合における、国による燃料の供給体制について定めています。</p> <p>また、国において自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域住民の方々に給油できるガソリンスタンドである住民拠点SSの整備が進められているところであり、複合災害時にも避難経路上で燃料補給ができる体制が整えられています。</p> <p>EV充電スタンドについては、ガソリンスタンドに比べてそもそもの設置数が少ないのが現状です。原則自家用車避難としておりますが、EV充電スタンドが機能しない場合など、状況に応じて各地区で指定されている一時集結所から出発する避難バスにより避難いただくことも可能です。一時集結所は、ウェブサイト「島根県避難ルートマップ」で確認することができます。</p> <p>県としましては、日頃から早めの燃料補給を心がけていただくよう周知・広報に努めているところですが、いただいたご意見を踏まえ避難対策のさらなる実効性向上に向けて取り組んでまいります。</p>